定　　款

株式会社　ホクリヨウ

定　　款

第１章　　総　　則

（商　　号）

第 １ 条　当会社は、株式会社ホクリヨウと称し、英文では Hokuryo Co., Ltd.と表示する。

（目　　的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．畜産品の生産・加工ならびに販売。

２．農産物の生産・加工ならびに販売。

３．食料品の製造・加工ならびに販売。

４．飼料の製造ならびに販売。

５．上記各号に附帯する一切の業務。

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を札幌市に置く。

（公告の方法）

第 ４ 条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 ５ 条　当会社の発行可能株式総数は、１５，０００，０００株とする。

（単元株式数）

第 ６ 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 ７ 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利。
(2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利。
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。

（株主名簿管理人）
第 8 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第 9 条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基 準 日）
第１０条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（招集の時期）
第１１条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）
第１２条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１３条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１４条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第３０９条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１５条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

（議 事 録）

第１６条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第４章 取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第１７条 当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第１８条 当会社の取締役は１０名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２１条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長１名を選定し、かつ必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

②　取締役社長は当会社を代表する。

③　前項のほか、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前まで発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２４条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録

によって同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第２６条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２８条　取締役の報酬等およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第２９条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第３０条　当会社は、監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）

第３１条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（監査役の選任）

第３２条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３４条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３５条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３６条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３７条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査役会規程）

第３８条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第３９条　監査役の報酬等およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役との責任限定契約）

第４０条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第４１条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第４２条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第４３条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第４４条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第４５条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当、自己株式の取得等の決定機関）

第４６条　当会社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４７条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

（配当金の除斥期間等）

第４８条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

（２００７年4月１６日改訂）

（２００８年9月１日改訂）

（２０１３年１１月２９日改訂）

（２０１４年１１月１２日改訂）

（２０１４年１１月２８日改訂）

（２０１５年１１月２５日改訂）

（２０１６年１１月２５日改訂）

（２０１７年１１月２８日改訂）

（２０２１年6月２３日改訂）